

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第34号

看護師養成所授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

看護師養成所授業料等条例施行規則（昭和44年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第5項の規定により入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 <u>入学料</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、<u>入学許可の日から起算して15日以内</u>に学院長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の<u>入学料免除申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入学料</u>を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知書により、<u>入学料</u>を免除することを不適当と認めるときは別に定める様式による入学料免除不承認通知書により、学院長を経由して申請者に通知するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 条例附則第5項の規定により<u>入学選考料、入学料又は寄宿舍料（以下「入学選考料等」という。）</u>の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 <u>入学選考料等</u>の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による<u>入学選考料免除申請書、入学料免除申請書又は寄宿舍料免除申請書（以下「申請書」という。）</u>に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、<u>知事が別に定める期限まで（入学料の免除を受けようとする場合にあっては、入学許可の日から起算して15日以内）</u>に学院長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の<u>申請書</u>を受理したときは、その内容を審査し、<u>入学選考料等</u>を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による<u>入学選考料免除決定通知書、入学料免除決定通知書又は寄宿舍料免除決定通知書</u>により、<u>入学選考料等</u>を免除することを不適当と認めるときは別に定める様式による<u>入学選考料免除不承認通知書、入学料免除不承認通知書又は寄宿舍料免除不承認通知書</u>により、学院長を経由して申請者に通知するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。